

岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和８年１１月１０日（火）　岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
農産園芸課	野菜果樹特産係	近藤	内線 4119 直通 058-272-8439 FAX　058-278-2692

「飛騨・美濃伝統野菜」認証書授与式を行います

県では、県内各地で古くから栽培されている野菜や果物類を「飛騨・美濃伝統野菜」として認証しています。

このたび、「徳山（とくやま）とうがらし」及び「徳山（とくやま）なんば」の２品目を新たに「飛騨・美濃伝統野菜」として認証し、下記のとおり認証書授与式を行います。

記

１　認証品目

品目名	栽培地域	栽培歴・特性
徳山とうがらし	本巣市 （旧根尾村、旧本巣町、旧糸貫町）	・徳山村本郷地区で栽培されていた唐辛子を譲り受け、本巣市根尾で自家用に栽培を開始 ・タカノツメと比べ、１．６倍のカプサイシンを含有する ・専念寺でお斎の際に出されていた「辛々大根」に使用されていたとされる
徳山なんば	揖斐川町 （旧揖斐川町、旧谷汲村、旧春日村）	・徳山村戸入地区出身者が揖斐川町に移転し、徳山村で栽培していた唐辛子の栽培を開始 ・タカノツメと比べ、１．６倍のカプサイシンを含有する ・徳山村史には「なんば」という言葉が残っており、唐辛子を使用した漬物等、伝統的な料理で親しまれている

２　認証書授与式

日　時　　令和８年１１月１７日（火）　１５：５５～１６：１５

会　場　　県庁６階　第一応接室

内　容　　認証書の授与

授与者：岐阜県知事　　江崎禎英

受領者：徳山とうがらし連絡協議会　会長　髙橋岩雄

徳山なんば振興協議会　会長　牧村美椰子

知事激励のことば

写真撮影

※会場内にて「徳山とうがらし」及び「徳山なんば」の紹介ブースを設置



徳山とうがらし



徳山なんば

「飛騨・美濃伝統野菜」の認定要件

一　本県で主に栽培されていること
二　本県の気候風土により特性がみられること
三　古く(昭和２０年以前)から栽培されており、地域に定着していること

※令和７年までに３２品目を認定し、今回の認定により、認定された品目は３４品目となる。